

今年度以降「見直し」が進む 医療・介護保険制度

2017年度以降に予定されている、主な見直しのポイントを紹介します。

主
改
正
内
容

- 70歳以上の高額療養費見直し
- 後期高齢者の保険料負担軽減特例の見直し
- 入院時の患者負担（光熱水費相当額）見直し
- 介護保険における高額介護サービス費と自己負担割合の見直し
- 介護納付金の総報酬割導入

2017年度から段階的に実施 70歳以上の高額療養費見直し

高額療養費制度は、自己負担が過重なものにならないように、月ごとの自己負担限度額を超える部分を事後に保険者から払い戻す制度です。

このうち70歳以上の人については、2017年8月～

2018年7月と同8月以降の2段階に分けて見直されます。

第一段階で現行の区分のまま限度額を引き上げた後、第二段階で所得区分を細分化したうえで、さらに限度額が引き上げられます。

現行（～2017年7月）		
区分	外来（個人）	限度額（世帯※）
現役並み （標準報酬月額28万円以上）	44,400円	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1% 〈44,400円〉
一 般	12,000円	44,400円

2017年8月～2018年7月		
区分	外来（個人）	限度額（世帯※）
現役並み （標準報酬月額28万円以上）	57,600円	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1% 〈44,400円〉
一 般	14,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 〈44,400円〉

2018年8月以降の変更ににつきましては別途ご案内します。



※ 同じ保険者に属する被保険者とその被扶養者

〈 〉 内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目の限度額（多数回該当）

注）住民税非課税世帯の負担に変更はありません。

2017年度から 後期高齢者の保険料負担軽減特例の見直し

後期高齢者医療制度では、創設時の激変緩和措置として、世帯の所得に応じた保険料の軽減特例が設けられています。このうち、所得割については、現行の5割軽減から、2017年度に2割軽減、2018年度に軽減なしとなります。均等割については、今回は据え置き、介護保険料軽減の拡充などと併せて見直す予定です。

元被扶養者（同制度では全員が被保険者）の所得割は、当面賦課は行われず、賦課開始時期を検討することになっています。均等割については、現行の9割軽減から2017年度に7割軽減、2018年度に5割軽減。そして2019年度には軽減なしとなる計画です。

2017年度から段階的に実施

入院時の患者負担（光熱水費相当額）見直し

65歳以上の医療療養病床の入院患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平を図るため、

2017年10月からと2018年4月からの2段階で、光熱水費相当額の負担がかかるようになります。

2017年度から

介護保険における高額介護サービス費と自己負担割合の見直し

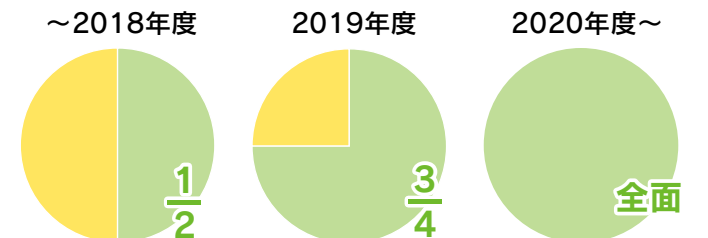
高額介護サービス費の一般区分の月額上限額が、2017年8月から医療保険並みに引き上げられます。ただし、1割負担者のみの世帯に対しては年間負担額に上限が付きま

す。また、2割負担者のうち、所得の高い層の自己負担割合が2018年8月以降、現行の2割から3割となり、1ヶ月あたりの負担額に上限が設けられます。

2017年度から段階的に実施

介護納付金の総報酬割導入

各保険者は、介護納付金を加入者数に応じて徴収してきました。これが2017年8月分から段階的に「総報酬額に比例した負担」となります。納付額に占める総報酬割分は2018年度までは2分の1、2019年度は4分の3、2020年度から全面とされています。



現役世代が安心・納得できる 制度改革の実現を

（健保連・大塚会長コメントをもとに作成）

われわれ健康保険組合は、これまで、現役世代の過重な拠出金負担を軽減するために高齢者医療費の負担構造の改革を早期に実行すべきと訴えてきました。あわせて、高齢者にも応分の負担を求める改革や給付の適正化・重点化を求めてきたわけですが、今回の改革内容は医療・介護ともに自己負担の見直しなど一定の前進こそ見られるものの、踏み込み不足の感は否めず、世代間の公平性・納得性および将来の安心が確保される改革とはなっていません。

その一方で、多くの反対意見があったにもかかわらず、2017年度から介護納付金に総報酬割の段階的導入が盛り込まれたことで健康保険組合等の負担増はなお一層際立つこととなりました。

この「介護納付金の総報酬割」は、われわれの親世代の給付を均等に負担するとした、介護保険制度創設時の理念に反するものです。応能負担の名

のもと、国の財政対策のために協会けんぽの国庫補助を削減し、その財源を健康保険組合等の介護保険料に肩代わりさせることが狙いであるといわざるを得ず、引き続き導入には強く反対をアピールしていくことになります。

政府の要請に応じて賃上げが行われたとしても、社会保険料が上昇することで給与の手取りが伸びず、結果的に国民の消費意欲が高まらないようでは意味がありません。政府に対しては、2025年を睨んだ社会保障制度全体の将来展望を描き、現役世代が真に安心・納得できる医療保険・介護保険制度改革を実現するよう要望していきます。

